

## 公益社団法人日本ホッケー協会 旅費規程

### (目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人日本ホッケー協会の役職員等に支給する交通費・宿泊費・日当・その他必要経費（これらを総称して「旅費」という）に関して基準を定め、業務の円滑な運営を図るものとする。

### (申請・承認・決裁)

**第2条** 旅費の申請・承認・決裁は、経理規程の別表1の決裁権限区分に従って旅費の内容を精査、確認の上、予算の範囲内で旅費の支払いを行う。

### (交通費)

**第3条** 交通費の計算は次による。

- (1) 経路は、合理的計画による最小経費の経路とする。ただし、職務上正当な事情により最短距離の順路によることができない場合には、実際に経由した順路により計算する。
- (2) 交通費は、鉄道料金を基本とする。ただし、目的地までの距離、交通事情、その他職務上正当な事情がある場合には、船賃、航空賃、車賃を支給する。
- (3) 鉄道料金は、100キロメートルを超える場合、特急料金、指定席料金を加算する。
- (4) バス、地下鉄、公共機関等は、実費とする。
- (5) 航空料金は、現に支払った旅客運賃（領収書提出）を基本とする。
- (6) JHA のコーポレートクレジットカードで支払った場合は、領収書を事務局の担当者に提出する。
- (7) パック料金（交通費と宿泊費のセット料金）については、宿泊料相当額を 19,000 円（消費税込み）とし、交通費相当額は、パック料金から宿泊料相当額を差し引いた金額とする。領収書を添付する。
- (8) 鉄道料金等の証憑（領収書）として、
  - (ア)往復の合計金額が 30,000 円未満の場合、「ジョルダン乗換案内などの一般に認められた Web での検索結果」を添付する。
  - (イ)往復の合計金額が 30,000 円以上の場合、「ジョルダン乗換案内」に加えて特急料金及び新幹線料金の領収書を添付する。
- (9) 自家用車を使用した場合は 1kmあたり 37 円とし、実際に走行した距離に応じて交通費を支給し、車の補償、保険料、税金等の車に関わる維持費、燃料代その他維持費を含むものとする。ただし、駐車場代および有料道路料金については実費精算とし、領収書提出の上、別途支給する。

### (宿泊費)

**第4条** 宿泊費（朝食日込み、除く夕食費）は、下記のとおりする。

- (1) 金額に関わらず、宿泊の領収書を提出する。
- (2) 1泊19,000円（上限金額）とした実費。
- (3) 1泊19,000円（消費税込み）を超える場合は、経費申請書に高額となった理由を記載して上長の承認を得る。（超過分を自己負担する場合は、上長の承認不要）
- (4) JHAのコーポレートクレジットカードで支払った場合は、領収書と支払金額の内訳が分かる（宿泊施設発行の請求内訳書など）を事務局の担当者に提出する。
- (5) パック料金（交通費と宿泊料のセット料金について、宿泊料相当額は、19,000円（消費税込み）とし、交通費相当額は、パック料金から宿泊料相当額を差し引いた金額とする。

### (日当)

**第5条** 日当は、支給しないものとする。

### (海外渡航費)

**第6条** 海外渡航費を請求する場合には、原則、複数の見積書を提出の上、申請する。

### (その他)

**第7条** 特別な事情がある場合は、理由等を明確にして財務総括部長と協議の上、支給金額を決めるものとする。

### 追加事項

独立行政法人日本スポーツ振興センター、公益財団法人日本スポーツ協会、および公益財団法人日本オリンピック委員会等が実施する事業及び補助対象事業については、該当する助成金の実施要領の基準等に従う。

なお、宿泊費について、当日午前7時に自宅の最寄り駅を出発し、集合時間までに間に合わない場合は前泊を認める。プログラム終了後、午後11時に自宅の最寄り駅に到着できない場合は、後泊を認める。

### 【一部抜粋】

公益財団法人日本オリンピック委員会

直近改正 令和8年4月1日 選手強化NF事業経費対象一覧

(別表) 助成対象経費の基準等

### 【旅費】

助成事業の従事等に係る国内旅行に要する経費

適用：

■実費弁償を原則とします。

■助成事業者（間接助成事業者を含む。）の旅費規程に基づいて支払っていない経費や、規程を超過して支払っている金額については助成対象経費として計上できません。

■次の基準に基づき算出した経費を助成対象経費として計上してください。

国内旅費 旅行費に要する経費

（１）交通費：鉄道費、船賃、航空費、車賃

○最も経済的な階級・区分を対象とし、グリーン車、ファーストクラス等の特別料金は対象外とします。

○タクシーの利用はやむを得ない場合に限りです。

（２）日当（旅行雑費）：定額（コーチ等：2,000円/日、選手：1,000円/日）を上限とする。

○「タレント発掘・一貫指導育成事業（タレント発掘・一貫指導育成）」においてのみ対象となります。

（３）宿泊費：19,000円/泊（食事代を含む）を上限とする。

○「将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成」において、選手の栄養管理を行っている食事については、雑役務費（栄養管理費）となります。

**（改廃）**

**第8条** 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

**（附則）**

1. 本規程は、平成30年7月29日より実施する。

2. 本規程は、令和7年4月1日に遡って施行する。（令和7年5月20日理事会決議）

2. 本規程は、令和8年4月1日に遡って施行する。（令和8年5月26日理事会決議）